

目指すべき職員像の明確化について

■ 第7次茨城県行財政改革大綱（平成29年3月策定）（抄）

改革項目 I 時代の変化に対応する県庁への進化

1 (1) 自ら考え行動する人材の育成 ①目指すべき職員像の明確化

○ 人材育成基本方針の改定

時代の変化を踏まえた目指すべき職員像を明確化するため、人材育成基本方針を改定します。

○ 職員の行動指針等の策定

仕事に取り組む姿勢等を明記した職員の行動指針（仮称）を策定します。

（参考）

● 県民サービス憲章（平成15年7月策定）

職員が常に心掛けるべきサービスの基本を県民向けの宣言として明示したもの

私たち県職員は、県民全体の奉仕者としての自覚と責任を持ち、最少の経費で最大の効果をめざし、県民本位のサービスに徹します。

また、絶えずサービスの改善に努めます。

- 1 迅速で的確なサービス
- 2 親切でわかりやすいサービス
- 3 公平・公正なサービス

● 茨城県人材育成基本方針（平成12年3月策定）（抄）

本県に求められる職員像を明らかにするとともに、中期的な人材育成に関する方向性や人材育成の具体的方策を示したもの

<本県に求められる職員像>

○ 全体の奉仕者としての強い使命感

職員は、県民全体の奉仕者としての強い使命感とサービス精神を持って県民に接していく。

○ コスト意識に根ざした経営感覚

施策の実施に当たっては、費用対効果を十分検討し、コスト意識に根ざした確かな経営感覚を持って、効果・効率的に仕事を進めていく。

○ 広い視野と先見性に裏打ちされた豊かな創造力

社会経済環境の変化に柔軟に対応し、広い視野と先見性に裏打ちされた豊かな創造力を発揮し、その時々主体的に対応すべき行政ニーズに積極的に取り組んでいく。